

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令案参照条文

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（許可の基準）

第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一（略）

二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後五年以上又は同法による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後三年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

三・四（略）

（技術検定）

第二十七条 国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行うことができる。

2 前項の検定は、学科試験及び実地試験によつて行う。

3 5（略）

○建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）

（技術検定の方法及び基準）

- 第二十七条の四 実地試験は、その回の技術検定における学科試験に合格した者及び第二十七条の七の規定により学科試験の全部の免除を受けた者について行うものとする。ただし、国土交通省令で定める種目及び級に係る技術検定の実地試験は、種目及び級を同じくするその回の技術検定における学科試験を受験した者及び同条の規定により当該学科試験の全部の免除を受けた者について行うものとする。
- 2 学科試験及び実地試験の科目及び基準は、国土交通省令で定める。

（受検資格）

第二十七条の五 一級の技術検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除き、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- 二 学校教育法による短期大学又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した後受検しようとする種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- 三 受検しようとする種目について二級の技術検定に合格した後同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有する者
- 四 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
 - 一 建設機械施工 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者
 - イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者
 - ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者
 - (1) 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。）及び次号ロ(1)において同じ。）又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
 - (2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を有する者
 - (3) 受検しようとする種別に関する六年以上の実務経験を有する者
 - (4) 建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する四年以上の実務経験を有する者

- (5) 国土交通大臣が(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
- 二 土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者
- イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者
- ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者
- (1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目（土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種別。
- (2) において同じ。）に関し三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- (3) 受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者
- (3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

（国土交通省令への委任）

第二十七条の十一 この政令で定めるもののほか、技術検定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

○建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第）（抄）

（法第七条第二号ハの知識及び技術又は技能を有するものと認められる者）

第七条の三 法第七条第二号ハの規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。

- 一 （略）
- 二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者

(略)	(略)
電気通信工事業	<ul style="list-style-type: none"> 一 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に關し五年以上実務の経験を有する者
(略)	(略)

（別表）（二）

(略)	(略)
コード	資格区分
(略)	(略)
建設業 法	(略)
30	二級 "
33	一級造園施工管理技士
(略)	(略)
(略)	(略)

(別表) (四)

コード	資格区分
-----	------

(略)

建設業			
法			
(略)	133	230	(略)
(略)	一級造園施工管理技士	二級	(略)
		〃	

(略)

○施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）（抄）

（試験の科目及び基準）

第一条 一級の技術検定の学科試験及び実地試験の科目及び基準は別表第一に、二級の技術検定の学科試験及び実地試験の科目及び基準は別表第二に定めるとおりとする。

2 (略)

（令第二十七条の四第一項ただし書の種目及び級）

第一条の二 令第二十七条の四第一項ただし書の国土交通省令で定める種目及び級は、土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の二級とする。

（令第二十七条の五の学科）

第二条 令第二十七条の五第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号ロ(1)及び(2)並びに第二号ロ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。

検定種目	学科
建設機械施工	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。） 都市工学、衛生工学、交通工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する学科
(略)	(略)
建築施工管理	建築学、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学又は機械工学に関する学科
電気工事施工管理	電気工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科
管工事施工管理	土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、機械工学又は建築学に関する学科
(略)	(略)

（受検申請）

第四条 (略)

2 (略)

3 学科試験に合格した者は、種目及び級（学科試験に合格した技術検定が建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理に係る二級の技術検定である場合においては、種目及び種別）を同じくする次の技術検定を受けようとする場合においては、第一項の規定にかかわらず、令第二十七条の五第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号ロ(1)若しくは(2)若しくは第二号ロ(1)に該当する者にあつては第一項第一号及び第三号に

掲げる書類、同条第一項第三号又は第二項第一号ロ(3)若しくは(4)若しくは第二号ロ(2)に該当する者にあつては第一項第三号に掲げる書類、その他の者にあつては第一項第二号及び第三号に掲げる書類を添付することを要しない。ただし、同条第二項第一号ロ(1)から(5)までに該当する者及び第二号ロ(1)から(3)までに該当する者が初めて実地試験を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

別表第一(第一条関係)

種目	試験区分	一級技術検定試験科目	一級技術検定試験基準
土木施工管理	(略)	土木工学等	(略)
建築施工管理	(略)	建築学等	(略)
電気工事施工管理	(略)	電気工学等	(略)
管工事施工管理	(略)	機械工学等	(略)
造園施工管理	(略)	土木工学等	(略)

1 造園工事の施工に必要な土木工学、園芸学、電気工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。
2・3 (略)
1 管工事の施工に必要な機械工学、衛生工学、電気工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。
2・3 (略)
1 電気工事の施工に必要な電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。
2・3 (略)
1 建築一式工事の施工に必要な建築学、土木工学、電気工学及び機械工学に関する一般的な知識を有すること。
2 (略)
1 土木一式工事の施工に必要な土木工学、電気工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。
2 (略)

電気工事 管理	学科試験	電気工学等	1 電気工事の施工に必要な電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2・3 (略)
管工事 施工管 理	(略)	(略)	(略)
	学科試験	機械工学等	1 管工事の施工に必要な機械工学、衛生工学、電気工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2・3 (略)
	(略)	(略)	(略)
造園施 工管理	学科試験	土木工学等	1 造園工事の施工に必要な土木工学、園芸学、電気工学、機械工学及び建築学に関する概略の知識を有すること。 2 (略)
	(略)	(略)	(略)